

別記様式 7（第 6 関係）

中国向け精米くん蒸倉庫登録通知書

番 号
年 月 日

殿

植物防疫（事務）所〔 支所
出張所〕長

貴殿から 年 月 日付けで中国向けに輸出される精米のくん蒸倉庫として登録申請のあった件は、下記の条件を付して登録する。

- 1 くん蒸倉庫名
- 2 所在地
- 3 くん蒸室番号
- 4 指定番号
- 5 内容積(m³)
- 6 くん蒸処理、発生調査及び記録保管責任者

記

- 1 申請書の記載事項に変更があった場合又は当該くん蒸倉庫を閉鎖した場合は、遅滞なくその旨を植物防疫所長（植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下同じ。）に届け出ること。
- 2 くん蒸を実施する都度、その 1 か月前から搬出されるまでの間、ヒメアカカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシ及びカザリマダラカツオブシムシ（以下「カツオブシムシ類」という。）の発生調査を実施し、その結果について、実地に、又は書類により植物防疫官の確認を受けること。
- 3 発生調査において、カツオブシムシ類と疑われる昆虫が発見された場合には、調査及び記録保管の責任者はその旨を植物防疫所長に通知するとともに、同定のため、当該昆虫を送付すること。
- 4 次の事例が生じたときは当該登録くん蒸倉庫からの精米の輸出停止及び登録の取消しを行うことがあること。
 - （1）輸出検査においてカツオブシムシ類が発見された場合
 - （2）当該くん蒸倉庫が中華人民共和国向け精米の輸出検疫実施要領（平成20年 6 月20日 付け消費・安全局長通知。以下「要領」という。）別表 2 の登録基準（発生調査に関する基準を除く。）に適合しなくなった場合（指定くん蒸倉庫でない登録くん蒸倉庫にあっては、要領第 6 の 2 の（2）のイの実地審査において確認された指定くん蒸倉庫と同等の要件を満たさなくなった場合を含む。）
 - （3）当該くん蒸倉庫においてカツオブシムシ類が発見された場合
 - （4）当該くん蒸倉庫においてカツオブシムシ類と疑われる昆虫が発見されたにもかかわらず、植物防疫所長等への通知が行われていなかった場合
 - （5）要領別表 2 に掲げる登録基準の記録の保管が適切に実施されていなかった場合